

十和田市上下水道部 告示第 17 号

下記の業務委託について、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 6 日

十和田市長 小山田 久

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託番号 (公共) 第 5 号
- (2) 委託業務名 公共汚水柵設置業務委託 (単価契約)
- (3) 委託場所 十和田市 市内一円 地内
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 30 日まで
- (5) 業務の種別 請負業務契約
- (6) 業務概要 十和田市の下水道区域内 (公共・特環・集排・小規模) において公共汚水柵を設置する業務
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象 いずれも対象外とする
- (9) 支払方法 月毎に提出する実績報告書兼請求明細書の完了検査後の都度

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者
- (2) 十和田市物品等指名業者選定規則第 5 条第 1 項に定める物品等有資格者として認定を受けている者で、本店所在地が十和田市内に有するか、十和田市内に有する支店・営業所等 (常時営業拠点として機能し、日常的に業務が行われている場合に限る) の名義で見積書、入札書又は請求書の提出及び契約の締結が可能な者を受任者として申請し物品等有資格者名簿登録を受けている者
- (3) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条の規定に基づく土木工事一式に対応する建設業の許可を受けている者
- (4) 十和田市建設工事請負業者指名選定規則 (平成 17 年十和田市規則第 76 号) 第 5 条の規定に基づく令和 5 年度の有資格者名簿の市内業者に登載されており、かつ土木一式工事の格付が B 級である者
- (5) 十和田市建設業者指名停止要綱 (平成 17 年 1 月 1 日制定。以下「要綱」という。)

及びそれに準じた措置に基づく指名停止期間中でない者

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされていない者（手続開始の決定後、市長が入札参加資格審査の再認定をした者を除く）
- (7) 次のいずれにも該当する現場責任者を現場に配置できる者
  - ア 次の国家資格等を有する者
    - (ア) 土止め支保工作業主任者、地山の掘削作業主任者の資格者をいずれも 1 名以上
    - (イ) 酸素欠乏危険作業主任者、第二種酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者のいずれかの資格者を 1 名以上
  - イ 当該入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。この場合において、恒常的な雇用関係とは入札日及び開札日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 入札参加申請

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる申請書及び関係書類 1 部を提出し、入札参加資格を有することについて市長の確認を受けること。
  - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
  - イ 配置予定業務従事者調書（様式第 2 号）
    - なお、本表には以下の書類を添付すること。
      - (ア) 配置予定業務従事者が本公告第 2(7)アに定める国家資格等を有することが確認できる書類（免状または資格登録証等）の写し
      - (イ) 入札参加希望者と配置予定業務従事者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があることを確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写し
- (3) 受付期間 令和 5 年 4 月 6 日（木）から令和 5 年 4 月 13 日（木）まで
- (4) 受付時間 各日午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、受付最終日は午前 9 時から正午までとする。
- (5) 提出方法 電子メールによる提出のみとし、持参、郵送、FAX 等による提出は受け付けない。なお、電子メールを送信する前にその旨を上下水道部管理課管理係に電話連絡（0176-27-1170）すること。
- (6) 提出先 [kanri@city.towada.lg.jp](mailto:kanri@city.towada.lg.jp) 十和田市上下水道部管理課 宛
- (7) その他
  - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された申請書等は、返却しない。
  - ウ 提出された申請書の差し替えは、原則として認めない。

- エ 申請書等の内容について、別途その内容を聴取することがある。
- オ 申請した配置予定業務従事者は、死亡、傷病または退職等、やむを得ない場合のほか変更できない。入札日までに配置予定業務従事者を配置できなくなったときは、入札を辞退すること。なお、契約締結の際配置予定業務従事者を配置できない場合、指名停止となることがある。

#### 4 入札参加資格の確認及び通知

- (1) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行う。
- (2) 入札参加資格の確認結果は、令和5年4月17日(月)までに決定し、申請者宛に入札参加資格確認通知書(様式第3号)を電子メールで通知する。

このうち、入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、入札参加資格非適合理由説明請求書(様式第4号)により説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和5年4月19日(水) 正午まで

イ 提出方法 電子メールによる提出のみとし、持参、郵送、FAX等による提出は受け付けない。なお、電子メールを送信する前にその旨を上下水道部管理課管理係に電話連絡(0176-27-1170)すること。

ウ 提出先 [kanri@city.towada.lg.jp](mailto:kanri@city.towada.lg.jp) 十和田市上下水道部管理課 宛

- (3) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し入札参加資格非適合理由説明書(様式第5号)により回答するものとする。
- (4) 入札参加資格があると認められた者が、入札(開札)日までの間に次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を喪失し、入札に参加することができない。この場合には、その旨理由を付して通知する。
  - ア 入札参加資格の要件を欠いたとき。
  - イ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき。
  - ウ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

## 5 関係図書の配付

- (1) 配付期間 令和5年4月6日(木)から入札日の前日まで
- (2) 配付方法 十和田市ホームページにより配信
- (3) 配信ファイル
  - ・実施要領
  - ・業務フロー図
  - ・実施手順書
  - ・特記仕様書
  - ・位置図
  - ・経費込単価(入札額)算定要領
  - ・積算参考資料
  - ・入札用工種別単価積算表
  - ・(参考)契約用単価算定表
  - ・(参考)公共污水柵設置業務委託契約書(案)

※入札に使用する様式等については、本公告第14を参照。

## 6 現地施設見学会及び現地説明会の実施

現地施設見学会及び現地説明会については、実施しない。

## 7 業務内容及び仕様書等に対する質問

- (1) 業務内容及び仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い、質問書兼回答書(様式第6号)を提出すること。
  - ア 提出期限 令和5年4月18日(火)
  - イ 期間 令和5年4月6日(木)～令和5年4月18日(火)  
(土曜日・日曜日及び祝祭日を除く)
  - ウ 時間 各日午前9時から午後5時まで
  - エ 提出方法 電子メールによる提出のみとし、持参、郵送、FAX等による提出は受け付けない。なお、電子メールを送信する前にその旨を上下水道部下水道課工務普及係に電話連絡(0176-25-4015)すること。
  - オ 提出先 [gesuido@city.towada.lg.jp](mailto:gesuido@city.towada.lg.jp) 十和田市上下水道部下水道課 宛
- (2) 質問への回答は、令和5年4月19日(水)までに電子メールにより質問者にのみ回答する。

## 8 入札方法等

- (1) 入札の方法 持参による入札を行う。
- (2) 入札執行日時 令和5年4月24日(月)午後4時30分
- (3) 入札執行場所 十和田市役所(十和田市西十二番町6番1号)  
別館4階 会議室1
- (4) 入札執行回数 3回を上限とする。

初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者については、再度の入札に参加できないものとする。

また、再度の入札において、初度の入札の開札時から立ち会わない入札参加者は、再度の入札を辞退したものとみなし、再度の入札への参加を認めないので、再度の入札に参加しようとする者は、入札の開始時間までに入札場所に到着していること。

### (5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札時における必要な書類

ア 入札参加資格確認通知書(事前送付済み)

イ 入札書(様式第7号)

(ア) 入札額は添付の経費込単価(入札額)算定要領により算出した額を記入すること。

(イ) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

(ウ) 予定価格の範囲内に達しない場合、最大3回まで入札を行うので、必要に応じて入札書を回数分準備すること。

ウ 入札用工種別単価積算表(上記入札額の算出時に使用したエクセルファイルを印刷したもの)

予定価格の範囲内に達しない場合、最大3回まで入札を行うので、必要に応じて入札書と同様に回数分準備すること。

エ 委任状(様式第8号)

代理人として代表者から委任を受けた場合のみ、持参すること。

## 9 契約単価の算出方法

入札を行い受注者及び落札価格が決定した後、添付の（参考）契約用単価算定表を用いて落札価格（税抜）に各工種の構成比率（各経費込単価/経費込単価総額）を乗じることで各工種の契約単価を算出・決定します。

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除とする。

(2) 契約保証金 委託料支払見込総額（各契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額の100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の額契約金額の100分の5以上の金額又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その納付の全部又は一部を免除する。

ア 保険会社との間に十和田市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間の間に十和田市又は官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結するとともに誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第9号）を提出すること。

ア 提出方法 郵送または持参

イ 提出期限 持参の場合は入札（開札）時まで  
郵送の場合は入札（開札）前日必着

ウ 提出先 十和田市役所（十和田市西十二番町6番1号）  
別館1階 十和田市上下水道部管理課 宛て

## 12 入札条件

十和田市下水道事業会計規程(平成17年公営企業管理規程第17号)第107条に規定する入札心得書を遵守すること。

## 13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者のした入札

ウ 入札心得書に関する条件に違反した入札

## 14 その他

- (1) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合においては、要綱等に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) 入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札に参加すること。
- (3) 当該入札に使用する様式等については、市ホームページに掲載している指定のものを使用すること。

### 【市ホームページに掲載済みの本件入札に使用する様式一覧】

- ・ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・ 配置予定業務従事者調書（様式第2号）
- ・ 条件付入札参加資格確認通知書（様式第3号）※市のみ使用
- ・ 入札参加資格非適合理由説明請求書（様式第4号）
- ・ 入札参加資格非適合理由説明書（様式第5号）※市のみ使用
- ・ 質問書兼回答書（様式第6号）
- ・ 入札書（様式第7号）
- ・ 委任状（様式第8号）
- ・ 入札辞退届（様式第9号）

（問い合わせ先）

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6番1号

十和田市上下水道部

・ 入札関連…管理課 管理係

電話 0176-27-1170

FAX 0176-25-3210

Mail [kanri@city.towada.lg.jp](mailto:kanri@city.towada.lg.jp)

・ 業務関連…下水道課 工務普及係

電話 0176-25-4015

FAX 0176-25-4016

Mail [gesuido@city.towada.lg.jp](mailto:gesuido@city.towada.lg.jp)